

長野市住宅対策審議会について

1 審議会の設置目的

本市の住宅供給に関する事項について調査及び審議するため設置するもの
根拠法令等 「長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」

2 主な審議事項

- ・市営住宅の入居基準等の見直しに関すること
- ・本市の住宅に関する計画の策定・見直しに関すること
- ・その他本市の住宅施策に関すること

3 委員

(1)任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

(2)構成 学識経験者、行政関係者、受益者、公募委員

- (3)昨年の諮問
- ・栗田従前居住者用住宅の活用方針について
 - ・第三次住宅マスタープラン後期計画の策定について
 - ・七瀬従前居住者用住宅及び長野市職員住宅の活用方針について

4 今後の予定

		令和4年度											令和5年度	
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
審議会					第1回 ◆		第2回 ◆		第3回 ◆			第4回 ◆		
		住宅政策に関する審議・協議												
事務		委員委嘱等(6月1日付)												
		審議内容検討、資料等準備												

令和4年度審議会予定

- ◆第1回審議会:住宅対策審議会・マスタープランの概要・空家等対策計画について
- ◆第2回審議会:災害公営住宅等現地視察
- ◆第3回審議会:マンション管理適正化推進計画の策定について、パートナーシップ宣誓制度導入について